

クリーンウッド法の登録実施機関公募される！

ぎふ県木連情報 161、163、164 号においてクリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）に関する記事を掲載してきました。この法律が平成28年5月13日に国会で可決成立し、平成29年5月20日に施行され、木材関連事業者登録受付窓口となる登録実施機関の公募が平成29年9月6日林野庁より公表、9月15日より申請受付開始され、9月29日〆切られましたので、プレスリリース資料を用いて情報提供いたします。いよいよ実施に向けた具体的な動きが始まり、登録申請書類の受付が行われると予想されます。

（藤沢）

林野庁のプレスリリース

クリーンウッド法における登録実施機関の登録申請要領
の公表及び説明会の開催並びに登録申請の受付について

平成29年9月6日
農林水産省
経済産業省
国土交通省

農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」に基づく登録実施機関の登録申請の受付を平成29年9月15日（金曜日）から開始します。また、登録実施機関への登録申請者向け説明会を平成29年9月13日（水曜日）に農林水産省7階共用第1会議室において開催します。

1. 趣旨

本年5月20日に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」において、木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができるとされています。

このため、主務省（農林水産省、経済産業省、国土交通省）では、木材関連事業者の登録の実施に関する事務を行う「登録実施機関」の登録に関する申請要領を下記のとおり定めましたので、公表します。（添付資料1～3参照）

また、申請要領の公表にあわせて、登録実施機関としての登録申請を御検討されている方を対象として、説明会を下記のとおり開催します。参加希望の方は、下記問合せ先まで事前に電話で御連絡をお願いします。

なお、申請書の受付は、平成29年9月15日（金曜日）からとさせていただきます。

2. 登録実施機関への登録申請者向け説明会の開催

日 時：平成29年9月13日（水曜日）10時00分～12時00分

会 場：農林水産省 本館7階 共用第1会議室

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

参加手続：下記問合せ先まで電話にて御連絡をお願いします。

3. 登録申請の手続

(1) 申請の受付開始日

平成29年9月15日（金曜日）10時00分から

(2) 登録のスケジュール（予定）

平成29年9月29日（金曜日）18時00分までを第1回目の登録申請書の提出締切りとします。

(登録実施機関の登録申請手続は、処理期間を1ヶ月程度と想定しています。)
なお、その後の登録申請書の提出は順次受け付ける予定です。

(3) 申請の方法

申請要領内の登録申請書に必要な事項を記入して、添付書類と共に下記申請窓口まで直接御提出をお願いします。

(郵送での提出を希望される場合はお問合せ先まで御相談ください。)

なお、詳細については申請要領を御確認ください。

(4) 申請窓口

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
林野庁林政部木材利用課 合法伐採木材利用推進担当

4. その他

合法伐採木材等に関する情報については、以下のホームページを御覧ください。
「クリーンウッド・ナビ」

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

お問合せ先

林野庁林政部木材利用課

担当者：合法伐採木材利用推進担当 松山、加藤、吉田

代 表：03-3502-8111 (内線6038)

ダイヤルイン：03-6744-2496 F A X 番号：03-3502-0305